病院施設更新計画策定に向けた課題抽出・整理業務委託 仕 様 書

1. 目的

市立四日市病院(以下「当院」という。)は、住民の生命と健康を守り、福祉の増進を 図るべく、救急医療、高度医療などの急性期医療を提供し、三重県の北勢地域において中 核的な役割を果たしている。

当院は、昭和53年に現在地へ移転新築後、40年以上が経過しており老朽化が進んでいる状況であるが、目標耐用年数とする60年を迎える令和20年頃までは、現在地で病院運営を継続していくこととしている。

一方、将来にわたり安定的な医療の提供を継続していくため、目標耐用年数を迎える令和20年以降の新たな病院施設での切れ目のない運営を見据えて、病院施設更新計画を 策定していく必要がある。

本業務は、その第一歩として、現在地において病院施設の建て替えが可能か否かを判断していくための客観的な判断要素の一つとするため、現在地及び近隣用地に病院を建替えることを想定した場合の課題等の抽出・整理を行うものである。

2. 業務内容

現病院施設と同規模(機能)の建て替え構想(2パターン)の検討を下記のとおり行う。

パターン1	現有病院敷地+北側敷地拡充※ (湯の山街道まで)
	現有病院敷地+南側敷地拡充※(都市計画道路まで)
パターン 2	C 病棟および高精度放射線治療棟の継続利用についても併せて検討するも
	のとする。但し、建物連結に必要となる構造計算等は別途とする。

※想定する敷地候補の詳細は、別途監督員から指示するものとする。

●調査・条件整理

- (1) 建築主の建築意図・目的の把握と要求条件の明確化
- (2) 必要とされる法令上の諸条件の確認
- (3) 既存施設の現地状況の確認

●工事・建物計画

- (4) 敷地に係る諸条件を踏まえた建物配置計画(来院者駐車場含む)の検討
- (5) ローリング計画(建て替えの順番、設備の盛り替え手順、仮設計画、耐用年数未達 建物の継続利用可否等を含む詳細なもの)の検討
- (6)建物計画 {主要外部動線(車両動線)、階構成、主要アプローチ・主要内部動線(患者、スタッフ、物流等)、ゾーニングの検討、ヘリポート(非公共用)整備}の検討

(7) 詳細平面計画(部門・室の配置)の検討

◇部門構成

区分	主な構成
病棟	4 A B ~ 8 A B 、 5 C ~ 8 C 、 2 E 、 I C U · H C U
外来部門	外来診療、救命救急センター
診療部門	・中央検査室(検体検査、病理検査、細菌検査、生理検査、輸血検査、 中央採血)、中央放射線室(画像診断)、核医学検査室・人工透析室、高精度放射線治療室、X線TV・内視鏡室、 リハビリテーション室、中央手術室、心臓カテーテルセンター
供給部門	中央材料室、栄養管理室、薬局、剖検室
管理部門	入退院支援部、診療情報管理室、医療安全管理室、医局 防災センター・中央監視室、電算室、医事課・事務局
その他	エレベーター・階段、主要電機室(受変電、非常用発電機)・機械室(熱源、空調機)、コンビニ、研修センター

●検討・まとめ

- (8) 概算工事費の算出
- (9) 基本計画から竣工に至るまでの概略工程計画の作成
- (10) リスク・性能評価(評価項目例を下記に示す)
 - ① 関係法令の課題整理・解決手法等
 - ② 工事中のリスク評価

ア 病院運営への支障

- ・診療業務への影響、病院経営(収益)への影響
- ・騒音・振動・粉じんの影響
- イ 施設利用者の安全性
- 来院者用駐車場の確保
- ・工事車両通路の確保、工事ヤードの確保
- ウ 地元への影響
- ・通勤、通学への影響
- ・騒音・振動・粉じんの影響
- ③ 建物性能評価(施設整備方針案に基づく)

3. 一般事項

(1) 建築物の類型

本業務における平成 31 年国土交通省告示第 98 号に基く (告示別添二) 建築物の類型

は、第10号 2類に該当するものとする。

(2) 監理技術者要件

本業務における管理技術者の資格は、1級建築士とする。

(3) 業務計画要領

本業務における計画等は、本仕様書、建築基準法、消防法および医療法等の関係法令 に整合した内容とし、別紙1に定める基準に準じるものとする。

(4)業務の着手

本業務の着手は、契約締結後14日以内とする。この場合において、着手とは、管理技 術者が本業務実施のため監督職員との打合せを開始することをいう。

(5) 提出書類

- ① 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を監督職員を 経て、速やかに委託者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求 書、請負代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る 書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。
- ② 受託者が委託者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

(6)業務計画書

- ① 受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- ② 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。
 - ア 業務一般事項
 - イ 業務工程計画
 - ウ業務体制
 - 工 業務方針
- ③ 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- ④ 監督職員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を 提出しなければならない。

(7) 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

4. 業務の進め方

- (1) 2. 業務内容に示す(1)~(10)の順番に、順次検討を行うことを基本とする。
- (2)各検討段階で検討パターンごとに、検討のたたき案となる大枠プランニングを複数提示するものとする。

- (3) 院内に組織する検討会への出席、報告、助言など検討会との調整を行い大枠プランの 絞り込みを行うものとする。
- (4) 絞り込みの結果、有効と認められる大枠プランを次の検討段階に進めるものとする。
- (5) 各検討段階で、明らかに建替えの実現性がないと認められる場合は、その段階で検討を中止する場合があるものとする。なお、その場合は契約変更の対象とする。
- (6) 会議や打合せ等の内容を議事録として作成すること。
- (7) 必要に応じて、院内、四日市市議会への説明資料等作成支援を行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項等、疑義が生じた場合は、委託者と受託者との間で協議して定めること。

5. 業務の条件・留意事項

本業務における建て替え構想は、<u>現病院施設での診療業務を継続しながら行う</u>ことを前提とするため、業務を進めるうえでの遵守すべき条件・留意事項は次のとおりとする。

- (1) 工事計画
 - ① 病院運営に極力支障がないこと。
 - ② 施設利用者の安全を確保すること。
 - ③ 地元への影響が極力少ないこと。
 - ④ 具体性・実効性があること。
- (2) 建物計画

下記に示す「病院施設整備方針案」を見据えた最善のものとする。

病院施設整備方針案

- 1. 医療を取り巻く環境変化にも対応できる施設 最先端医療や医療需要の変化にも柔軟に対応・成長ができるフレキシビリティ (用途や機能の変化、増築や改修、間取りの変化などに対応可能な建物の性質) が 高い施設・建物構造
- 2. 災害拠点病院として十分に機能を発揮できる施設 災害に強い施設・建物構造(地震・風水害対策、ヘリポート設置など)
- 3. 患者や職員等にとって安全・快適で運用効率の高い施設 効率的で連携性のある部門配置、有効的な動線および動線分離、プライバシー確 保、ユニバーサルデザイン・バリアフリー化、セキュリティ対策、防火・防災対策 (火災等時の避難など)
- 4. 新興感染症への対応ができる施設 新興感染症が発生した場合を考慮したゾーニング
- 5. 地球環境にやさしい施設 省エネルギー化 (ZEBなど)、ライフサイクルを通じた環境負荷の低減

6. 現病院施設の概要

(1) 施設名 市立四日市病院

(2) 所在地 四日市市 芝田二丁目 2番 37 号

(3) 用途地域 第二種住居地域

(4) 病院規模 病床数 537 床 (一般 535 床、感染症 2 床)

(5)特定機能

• 基幹臨床研修病院

災害拠点病院

- ・救命救急センター (3 次救急医療施設)
- 地域医療支援病院
- ・総合周産期母子医療センター
- ・地域がん診療連携拠点病院
- (6)年間患者数(令和5年度)

・外来 389,078 人

・入院 144,749 人

(7) 1日平均患者数(令和5年度)

・外来 1,601 人

・入院 395 人

(8) 外来診療日等

・一般外来診療日 土・日、祝日及び年末年始(12/29 ~ 1/3)を除く毎日

・一般外来診察時間 午前8時30分から午後5時まで

・救急外来 常時(年中無休)

(9) 診療科目 全28 科目

内科、血液内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、小児科、外科、形成外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、消化器外科、乳腺外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、眼科、産婦人科、放射線科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科

(10) 建物概要

・敷地面積 24,942 m²

・建築面積 14,539 m² ※現在施工中の改修工事完了後(R8 年度末予定)

・建蔽率 58.30% / 60% ※現在施工中の改修工事完了後(R8 末年度予定)

・延床面積 51,568 m² ※現在施工中の改修工事完了後(R8 末年度予定)

・容積率 199.99% / 200% ※現在施工中の改修工事完了後(R8 末年度予定)

(11) 建築構造

建物名称	建築年度	建物の構造概要		延床面積
診療棟	1978	鉄筋コンクリート造	耐震補強	32, 491 m²

	(S53)	地上4階 搭屋1階建	実施済み	
定捷		鉄骨鉄筋コンクリート造		
病棟		地上8階 搭屋2階建		
サービス棟		鉄筋コンクリート造		
リーこ / (株		地上3階 搭屋1階建		
C病棟	2012	免震プレキャストコンクリー	ート造	11, 768 m²
C 7/Y 1朱	(H24)	地上8階建		
救急棟	2002	鉄骨造		1,982 m²
· 秋心珠	(H14)	地上3階建、一部4階建		
外来診療棟	1989	鉄筋コンクリート造		1,836 m²
(旧透析棟)	(H1)	地上4階 搭屋1階建		1, 830 III
高精度放射線 2016		鉄筋コンクリート造		1, 421 m ²
治療棟	(H28)	地上2階建		1,421 III
研修センター	1978	鉄筋コンクリート造		1,974 m²
初修しマグ	(S53)	地上4階 搭屋1階建		1,974 111
ガバナー室				37 m²
RI 貯蔵所				20 m²
液体酸素貯蔵所				9 m²
駐輪場				30 m²

■敷地外建物

託児所	2006	鉄骨 平屋	449 m²
(なないろ保育園)	(H18)	3(1)	
院外倉庫	2008	鉄骨造 平屋	126 ㎡/棟
元グト月 単	(H2O)	2棟	120 111/ 1朱

■患者用駐車場

名 称	駐車台数	敷地面積
院内 駐車場	47 台	_
思いやり 駐車場	41 台	—
院外南 駐車場	259 台	6, 985 m²
院外南第2 駐車場	111 台	2,888 m²
院外西 駐車場	63 台	1,897 m²
院外北 駐車場	104 台	2, 977 m²
合計	625 台	

7. 成果物

- (1) 本業務における作成図書は、下記によるものとする。
 - ① 計画説明書
 - ② 建物配置計画図
 - ③ ローリング計画図
 - ④ 概算工事費
 - ⑤ 工程表
 - ⑥ 課題等の抽出・整理 (解決手法、必要手続など) を取りまとめたもの
 - ⑦ 工事リスク評価・建物性能評価を取りまとめたもの
 - ⑧ その他必要なもの
- (2) 提出部数
 - ・A-3版またはA-4版で編集し、製本方法は任意 5部
 - ※成果物一式をPDFデータにて提出すること。
 - ※作成図面等が、CAD作図となる場合は、JW-CADにて作動するものとする。
 - ・上記データー式を格納した記録メディア

2部

8. 貸与資料

既設図面およびその他業務に必要となる建物管理図書等

9. 注意事項

○ 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。)を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

- 暴力団等不当介入に関する事項
 - 1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

- 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属 へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2)契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、 納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3)(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づ く入札参加資格停止等の措置を講ずる。
- 障害者差別解消に関する事項
 - 1. 対応要領に沿った対応
 - (1) この契約による事務・事業の実施(以下「本業務」という。)の委託を受けた者 (以下「受託者」という。)は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別 の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)に定め るもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領 (平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。)に準じて、「障害を理由 とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮 の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
 - (2)(1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
 - 2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に 係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障 害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

以上

<共通>

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル(三重県)
- 四日市市景観計画
- ·建築物解体工事共通仕様書 · 同解説
- · 公共建築工事積算基準
- ·公共建築工事標準単価積算基準
- ·公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・官庁施設の設計業務等積算基準・同要領

<建築>

- 建築工事設計図書作成基準
- ·公共建築工事標準仕様書
- · 公共建築改修工事標準仕様書
- ·公共建築木造工事標準仕様書
- 敷地調査共通仕様書
- 建築設計基準
- ・ 建築設計基準の資料
- 建築構造設計基準
- ・建築構造設計基準の資料
- ·木造計画 · 設計基準
- ・木造計画・設計基準の資料
- · 構内舗装 · 排水設計基準
- ・構内舗装・排水設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図

<その他>

- ・診療報酬算定のための施設基準
- ・病院設備設計ガイドライン

<建築設備>

- · 建築設備工事設計図書作成基準
- ·公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ·公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ·公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ·公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ·公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- ·公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- · 雨水利用 · 排水再利用設備計画基準
- · 建築設備耐震設計 · 施工指針
- ・建築設備設計計算書作成の手引き